

## 令和8年度 公の施設の広域利用促進スタンプラリー実施要項

### 1 趣旨

県央地域9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）における体育施設や図書館などの公の施設の広域利用を促進するため、スタンプラリーを実施する。

### 2 実施期間


令和8年7月1日（水）から令和9年1月31日（日）まで（応募締切：2月5日（金）必着）

### 3 実施主体

県央地域9市町村

（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）

### 4 対象施設

いばらき県央地域広域利用施設ガイド（以下「ガイド」という。）に記載の施設のうちスタンプマーク（）の付いた施設（96施設）

### 5 実施概要

(1) スタンプラリー参加者（以下「参加者」という。）

施設を利用する スタンプを集める 応募用紙を提出する

(2) 対象施設

スタンプを押印する 応募用紙を回収する 応募用紙を各事務局に提出する

(3) 各市町村の公の施設の広域利用促進事業担当課（以下「各事務局」という。）

応募用紙を回収する 応募用紙を水戸市政策企画課（以下「水戸市事務局」という。）に提出する  
スタンプやガイドを対象施設へ配布する スタンプに用いる紋章の使用に関する必要な手続をする  
広域利用を住民に周知する

(4) 水戸市事務局

応募用紙を回収する 抽選を行う 賞品を発送する アンケートを集計する 応募用紙を処分する  
スタンプ等を作成する ガイドを印刷する

### 6 実施手順

(1) 参加者

ア 参加者は、対象施設や各事務局、いばらき県央地域ガイドホームページ（<https://www.city.mito.lg.jp/site/kenou-area-guide/>）でガイドを入手する。

イ 参加者は、利用する対象施設において、応募用紙を提示し、スタンプの押印を受ける。

ウ 参加者は、異なる四つの市町村のスタンプを集めた後、アンケートに記入し、応募用紙を切り取る。

エ 参加者は、持参又は郵送により、2月5日までに対象施設又は各事務局へ応募用紙を提出する。

(2) 対象施設におけるスタンプ押印

ア 対象施設は、参加者から提示された応募用紙の指定の枠内にスタンプを押印し、参加者に応募用紙を返却する。ただし、対象施設は、スタンプやスタンプ台について、施設名を記入し、チェーンを付け、又は固定するなどの紛失防止対策をとった上で、参加者にスタンプを押印させることができる。

イ スタンプの押印は、施設の利用1回につき一つまでとする。ただし、次の場合は、スタンプを押印することができない。

(ア) 当該市町村のスタンプがすでに押印されている場合

(イ) 対象施設の定める施設の利用(※)がない場合

(ロ) 複数枚の応募用紙が提示された場合(スタンプを押印できる応募用紙は1枚のみ)

(エ) 参加者本人以外の応募用紙が提示された場合

※ スタンプを押印するための対象施設の利用の定義は、各対象施設が定める。対象施設は、必要に応じてこれを施設に提示し、参加者に丁寧に説明する。

### (3) 対象施設における応募用紙の回収

ア 対象施設は、参加者から応募用紙の回収を求められたときは、四種類以上のスタンプ押印及び応募者氏名等の記載を確認し、応募用紙を受け取る(アンケートの全部又は一部の記入漏れについては、可能な範囲で記入の協力を求める。)

イ 受け取った応募用紙は、鍵のかかる場所で保管するなどの紛失防止対策をとった上で保管する。

ウ 対象施設は、個人情報の流出防止の観点から、各事務局が定める方法に従い、応募用紙を持参により当該事務局に提出し、提出枚数を報告する。

エ 応募用紙の管理が難しい対象施設は、応募用紙の回収をしないことができる。この場合、回収しないことを施設として明確に決定し、その周知に努める。

### (4) 各事務局における応募用紙の回収

ア 各事務局は、個人情報の流出防止の観点から、対象施設が当該事務局に応募用紙を提出する期限や方法を定め、対象施設に通知する。

イ 各事務局は、対象施設から応募用紙の提出があったときは、応募用紙の枚数を数えて記録する。保管に当たっては、鍵のかかる場所で保管するなどの紛失防止策をとる。

ウ 各事務局は、持参により水戸市事務局に応募用紙を提出する。このとき、応募用紙は向きをそろえて2穴パンチで穴を開けてひもやバインダーなどで綴じ、提出枚数を報告する。

### (5) 抽選及び賞品の発送

ア 水戸市事務局は、応募用紙の回収後速やかに抽選を行い、合計9名に、9市町村の特産品いずれか一つを送る。

イ 次の応募用紙は無効とする。

(ア) 住所が県央地域でないもの(会社、事務所の所在地を記載したものは不可)

(イ) 同一人物による2通目以降のもの

(ロ) 四種類のスタンプの押印がないもの

(エ) スタンプを複写したもの

(オ) 応募者の情報に不備があるもの

ウ 抽選・発送は、2月下旬から3月上旬に行う。なお、当選発表は、商品の発送をもって代える。

エ 水戸市事務局は、抽選後、応募用紙を水戸市文書取扱規程に基づき廃棄する。

## 7 諸物品

### (1) スタンプ、スタンプ台

ア 対象施設は、所在市町村の紋章のスタンプ及びスタンプ台を一つずつ置く。

イ 紋章の使用に関する必要な手続については、各事務局がそれぞれにおいて行う。

ウ 水戸市事務局は、スタンプ及びスタンプ台を手配し、各事務局を通して配布する。

エ 対象施設は、スタンプ及びスタンプ台を紛失したときは、各事務局を通じて水戸市事務局に連絡する。

オ 今年度をもってスタンプラリーを終了することから、各事務局は、実施期間終了後、スタンプ及びスタンプ台を回収し、水戸市事務局からの指示があるまで保管するものとする。

(2) ガイド

- ア ガイドは水戸市事務局が作成し、各事務局を通して配布する。
- イ ガイドの在庫を補充するときは、各事務局を通じて水戸市事務局に連絡する。
- ウ 応募用紙は複写して使用することができる。ただし、スタンプが押印された応募用紙の複写は使用することができない。

(3) 賞品

- ア 9市町村の特産品（送料等を含め5,000円程度）を賞品として選定する。
- イ 賞品の購入及び発送は水戸市事務局が行う。

8 周知

- (1) 各事務局は、6月中旬までにガイドを対象施設に配布し、広報紙やホームページで広域利用及びスタンプラリーを周知する。
- (2) 水戸市事務局は、いばらき県央地域ガイドホームページ等で広域利用及びスタンプラリーを周知する。
- (3) 水戸市事務局は、スタンプラリーの内容を変更又は中止する場合は、速やかに水戸市ホームページやいばらき県央地域ガイドでこれを周知する。

9 その他

スタンプラリーを変更又は中止する場合はあらかじめ、各事務局で協議し、対象施設に通知する。

(参考)

< 9市町村のスタンプ > 約20mm×20mm



10 各事務局連絡先

	市町村名	担当部署名	電話
(1)	水戸市	市長公室 政策企画課 広域行政室	029-232-9106 (直通)
(2)	笠間市	政策企画部 企画政策課 企画調整グループ	0296-77-1101 (内線 557)
(3)	ひたちなか市	企画部 プロジェクト推進課	029-273-0121 (直通)
(4)	那珂市	企画部 政策企画課	029-298-1111 (内線 435)
(5)	小美玉市	市長公室 政策企画課 政策推進係	0299-48-1111 (内線 1232)
(6)	茨城町	町長公室 地域政策課 企画グループ	029-215-8003 (直通)
(7)	大洗町	まちづくり推進課 政策調整係	029-267-5109 (直通)
(8)	城里町	まちづくり戦略課 企画政策係	029-353-7040 (直通)
(9)	東海村	総合戦略部 政策推進課 計画調整担当	029-282-1711 (内線 1306)